京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
第７章　条例の位置付け並びに議会及び議員の責務 （条例の位置付け） 第１７条　この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会関係の諸条例、規則、規程その他の例規（以下「諸例規」という。）を制定してはならない。 ２　議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙後を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修会を行う。	第７章　本条例の位置付け及び議会・議員の責務 （本条例の位置付け等） 第１７条　この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会関係の他の条例又は規則を制定してはならない。 ２　議会は、議員に本条例の理念等を浸透させるため、一般選挙後を経た任期開始後速やかに、新議員に対して本条例の研修会を行う。